

## 内丸地区再整備検討懇話会設置要綱

令和4年7月25日市長決裁

### (目的)

第1 内丸地区の一体的な再整備の方向性等に関し意見を述べ、内丸地区将来ビジョン（令和4年3月策定）の実現に向けた（仮称）内丸プランを取りまとめるため、内丸地区再整備検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2 懇話会は、委員16人以内で組織する。

### (委員)

第3 委員は、内丸地区及びその周辺に事務所を置く企業、団体等の役職員、その他都市・まちづくり政策に関し優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

### (座長等)

第4 懇話会に座長及び副座長1人を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 懇話会の会議は、市長が招集する。

### (庶務)

第6 懇話会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

### (実施期日)

第7 この要綱は、令和4年7月25日から実施する。